

一般社団法人 諏訪圏域障がい者総合支援センター 令和7年度 事業計画

1 基本方針

(1) 理念

- ・オアシスは、障がいや病気があっても、自らこうありたいと願う権利を守り、だれもが健やかに安心して生活できるように支援していきます。
- ・オアシスは、生活を支えるための支援チームづくり、地域のネットワークづくりを行い、地域全体で障がい者を支え合う地域づくりを進めます。

(2) 基本方針

- ・他機関・多職種との協働を深め、新たな資源やネットワークを生み出すための地域の体制整備を進めます。
- ・令和6年度に引き続き個別相談から諏訪圏域の課題を明らかにして、社会全体で障がい者を支え合う地域共生社会の実現を目指します。

2 組織

(1) 社員総会

- ・定時社員総会：毎事業年度の終了後3か月以内に開催 ・臨時社員総会は必要に応じて開催
- ・社員 9名

(2) 理事会

- ・代表理事：大島良彦 理事：3名 茅野進 大澤英恵 長井昭二
- ・必要に応じて開催

(3) 監事 2名 林 義明 林 敏彦

(4) 第三者委員

- ・3名 中村 修 依田あけみ 飯田英夫

(5) 法人が設置する事業所

- ・事業所名 諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス
- ・職員体制 所長(1) 副所長(1) 発達障がいサポート・マネージャー(1)
統括主任(1:主任を兼ねる) 主任相談支援専門員(2) 相談支援専門員(4)
協議会事務局主任(1) 事務員(3)
- ・相談支援体制

第三層	地域生活支援 Co、医療的ケア児等 Co、地域生活支援拠点 Co、サポマネ 第三層会議を随時開催
第二層	相談支援専門員(上記以外の職員)
第一層	相談支援専門員全員で対応

・会議

- 役員会議 随時開催 (代表理事、理事、所長、副所長)
- オアシス職員会議 月1回 第三月曜日に開催
- テルマエ連絡会 療育コーディネーター招聘 (開催方法について別途検討)

相談員連絡会
第三層会議

毎週水曜日朝 … 新規相談の情報共有・検討・担当者の決定
随時開催

3 今年度の重点取り組み

- (1) 協議会と連携して諏訪圏域における障がい児者の相談支援体制の整備推進
- (2) 地域生活支援拠点等整備事業の機能を充実するための取り組み（拠点 Co 業務の推進）

4 法人事業

(1) 指定相談支援事業所

①指定特定相談支援 ②指定一般相談支援 ③障害児相談支援

- ・市町村や地域の相談支援専門員から特別の事情により必要性がある方に関して基本相談支援に基づいた計画を作成し、モニタリングの支援を行う。
- ・安定したサービス利用の見込みがある方は、地域内外のネットワークの連携を強化し、順次オアシス外事業所へ移行していく。

(2) 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として

①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場の提供
④専門的な人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

- ※令和6年4月に施行された障害者総合支援法に拠点等の整備が位置付けられるとともに、機能を担う事業所の認定手続き方法が変更されたので、6市町村が手続きの流れを統一した後に、オアシスも再度認定手続きする予定。

(3) 法人の経営安定化と求められる業務の実施

- ・権利擁護（虐待防止）
虐待防止委員会及び感染症対策委員会を設置し、委員会での検討結果を従業者に周知する。二つの委員会の機能は役員会議が兼ねる。
- ・第三者委員と苦情対応
苦情対応マニュアル及び対応シートの整備、必要に応じて第三者委員を招集。
- ・業務継続計画（BCP）
災害時対応の業務継続計画を策定し、訓練を実施しながら実効性ある内容に高めていく。
- ・情報管理とICT化
相談記録などの保存方法の検討。
法人支給スマホを活用して社内用コミュニケーションアプリを導入して、業務改善につなげる。
クラウドやWEB会議を活用して、支援会議等にかかわる事務業務を改善していく。

(4) 職員の待遇改善と事務業務の見直し

- ・諏訪市と協議しながら、職員の諸手当支給内容を見直す。
- ・オアシスつうしん作成及び発行方法の検討。
- ・働き方改革のため、土曜日当番勤務の見直しを検討。（電話対応は昼当番制度を導入済み）

5 指定管理者の業務

(1) 障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号）

- ・障害者相談支援事業及び他法において市町村が行うとされる相談支援業務を行う。

(2) 基幹相談支援センターの業務（障害者総合支援法第77条の2）

①総合相談・専門相談

- ・令和7年度もオアシス内の業務分担を二層と三層に職員を分け業務にあたっていく。
1層の計画相談支援については職員全員で手分けをして行っていく。
- ・権利擁護の視点を持ちながら市町村や各専門機関と連携しながら進めていく。

②相談支援体制の充実・強化の取り組み

【重点取り組み 3-(1)】

- ・地域の相談支援事業所の相談に応じて、必要な助言・スーパーバイズ等の後方支援を行う。
GSVとオアシスカフェの実施、支援会議の同席、地域の相談員からの個別の相談に応じる等。
- ・チームによる日々の支援が、当事者を支える新たな仕組みとして構築できるよう、体制づくりを意識し他分野の相談機関や相談窓口との連携を図っていく。
- ・基幹センター、委託相談、主任相談支援専門員、計画相談支援事業所の役割を明確にしながら、多職種多機関を含む重層的かつ重なり合う部分が多い地域の相談支援体制を推進する中で、他分野の相談機関や相談窓口との連携を図っていく。

③地域移行・定着の取り組み

- ・地域生活支援 Co の配置
- ・保健医療関係者の協力を得て、長期入院者の意向に沿った地域生活への移行支援、居住の場の確保や地域生活を支える医療の充実等の地域生活の支援を行う。
- ・自立支援協議会 精神障がい者の暮らしを考える部会（精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場）と協力し、地域共生社会実現に向け、地域の課題を可視化し、解決に向けた具体的な協議を進める。
- ・障害者支援施設、児童福祉施設、救護施設、刑事施設などの入所施設から地域生活へ移行する方が、地域で安心して暮らし続けるため連携強化し重層的な支援体制の構築を図る。

④権利擁護・虐待防止

- ・市町村及び協議会（権利擁護委員会）に協力して、障がい者の権利擁護・虐待防止に取り組む。

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実（障害者総合支援法第77条第3項及び第4項）

【重点取り組み 3-(2)】

① 地域生活支援拠点等 Co 配置事業

- ・整備主体である市町村や協議会、地域のサービス事業所との連携体制構築に向けて、情報共有・議論ができる公的な体制づくりに協力する。
- ・『強度行動障害WG』において、強度行動障害コーディネーターの配置に向けて協議を進める。
- ・「体験の機会・場の提供」の機能を活用し、親元からの自立、施設・病院からの地域移行ニーズの把握・利用へつなげる為に『ひとり暮らし支援WG』を立ち上げたので、体験の場に向けて協議を進める。
- ・地域の体制づくりの機能の強化
支援困難な事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行う。

(4) 医療的ケア児等 Co の配置事業

- ・医療的ケア児者の緊急時の受け入れを可能にする仕組みづくりを進める。
- ・保健・医療・子育て・教育等必要なサービスを総合的に調整し、医ケア児者とその家族にサービスを紹介すると共に、関係機関との繋ぎに努める。
- ・個別支援、多職種協働支援の調整、地域づくりの推進について働きかけを行う。
- ・医療関係者との連携を図ると共に、圏域の実情に合わせた医療側の Co 配置に向けた体制づくりについて行政に協力する。

(5) 自立支援協議会の運営

・障がい児者に対する専門的で質の高い支援体制の構築への協議の推進

【重点取り組み 3-(1)】

・基幹相談支援センターとして、自立支援協議会の運営への関与を通じた『地域づくり』の業務を行う。

・個別課題に基づいた地域の現状と課題を集約し、地域のニーズとして協議会へ提案・発案する。

(6) 諏訪地域における基幹相談支援センターのあり方検討委員会

・令和6年3月に自立支援協議会運営委員会の特別委員会として、行政・自立支援協議会・相談支援に関わる有識者・法人(オアシス)の代表者で構成する検討委員会を設置し、7年1月までに6回の検討委員会を開催した。

これまで、指定管理者の業務と行政及び関連する地域の相談支援事業所等との役割分担を整理するための議論をいただいていた。

・2月26日(水)に最終回となる第7回検討委員会を開催し、3月運営委員会に提出する報告案を検討する予定。

・運営委員会に報告後、指定管理に関わる6市町村の基本的方針に基づいて、令和7年夏に予定される次期指定管理者募集までに行政を中心に準備を進めていただくとともに、法人としても指定管理者募集に応募するための体制を整えていく。

6 長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業の受託（最終年度）

(1) 長野県発達障がいサポート・マネージャー(サポマネ)配置事業

- ①長野県の発達障がい児者支援態勢整備の一環としての『サテライト事業』について、諏訪圏域に適したあり方を地域と共に検討していく。また、県のセンター「という」に寄せられた相談事例の内、継続が必要なケースを諏訪圏域の支援者に繋ぐ役割を果たす。【第三層】
- ②福祉・教育・医療の橋渡しや困難事例に対する介入を通して、円滑な連携を推進する(諏特コ、療育Co、信濃医療との連絡会)。
- ③保育・教育・医療等の分野における地域の連携を高め、地域の支援体制の整備を行う(療育コーディネーター同行訪問支援)。
- ④サポマネ配置事業の広報活動を行い、希望により学校教職員、PTA保護者、親の会、事業所従業員、事業所企画セミナーなどで、講演活動を行う。
- ⑤認知特性からくる就労や生活のトラブルに対応するため、弁護士会とも連携した相談支援の連携・充実を図る。
- ⑥幼保・小・中・高校における特別支援教育コーディネーター(特コ)及び特別支援教育担当者を含む教職員研修の企画・運営をする(顧問)。
- ⑦オアシス親の会利用者や他の親の会の希望日を調査し、サポマネや相談員がオブザーバー参加し、情報提供や相談に応じる。また、親の会のお子さんが成人後に語り合う場(大人の情報交換会など)の支援を行う。【第三層】

(2) 発達障がい者デイケア「かりんカフェ」の運営

- ①大人の発達障がい者の交流の場づくりとして、デイケア『かりんカフェ』を開催すると共に、徐々に参加者同士の運営に向けた方策を模索する。【第三層】

7 年間計画(予定)

- | | | | |
|--------------|-----------------|----------|-------|
| ① 法人 社員総会・定時 | 令和7年 6 月 24日(火) | 午前10時～ | 会議室 I |
| ② 法人 社員総会・臨時 | 令和8年 2 月 24日(火) | 午前 10 時～ | 会議室 I |